

学校法人会計の特徴と企業会計との相違

学校法人は、教育及び研究活動を目的として運営され、その目的を円滑に遂行するために、施設設備や人員を適切に確保、整備及び維持していく使命があり、社会の公器としての永続的発展と健全な法人運営が求められます。そのための財政状態を明らかにするのが学校法人会計です。

学校法人会計は、文部科学省令により定められた「学校法人会計基準」に従って「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」等の計算書類を作成することにより、前述の目的を達成すべく、教育水準の維持向上、収支均衡、予算主義という概念に則って、財政状態の健全性をしめそうとする会計制度です。

これに対し企業会計は、経営成績に重点をおく会計制度で、期間収益と期間費用を正しく把握して、期間損益を計算しようとする会計方法です。

◆学校法人会計で特徴的な計算書類および企業会計との対応関係

「資金収支計算書」

すべての資金の収入と支出の顛末を明らかにする計算書で、すべての取引が現金預金で行われたものとみなして表示します。現金預金の出入りをともなわない期末未収入金等を資金収支の調整勘定として差引し、期末現預金残高を次年度繰越支払資金として表示します。キャッシュフロー計算書に類似していますが、資金の概念が企業会計より狭く、予算主義のため予算が併記されます。

「事業活動収支計算書」

学校法人は非営利法人であるため損益という表現が用いられませんが企業会計における損益計算書に類似しています。獲得した収益とそのために費やした費用を対比して実現した利益を表す損益計算書に対し、事業活動収支計算書は事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにして収支の均衡状況を差額として表すもので、収支差額の拡大化を目的とはしてはなりません。

両者の最大の違いは「基本金組入」にあり、取得した固定資産と同額を基本金として組入れるため、同額を収入から控除して当年度収支差額を計算します。これは学校の永続的発展がなされるために、取得した固定資産を持続的に保持し、適宜追加投資により教育水準維持向上をなすことが学校法人には求められているからです。

「貸借対照表」

企業会計と同じく年度末の財政状態を明らかにする計算書ですが、固定資産から配列される固定性配列法が取られていることと、企業会計でいう資本の概念がないため、資産と負債の差額を正味財産（純資産）として表示する点が異なります。正味財産（純資産）は基本金と翌年度繰越収支差額との合算額です。